

# 県内の患者の発生状況

## 1 検査陽性者の状況（令和2年11月23日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）						
		入院			宿泊療養	死亡	退院
		中等症以下	重症				
86,664	4,852 (699)	463	435	28	249	79 (45)	4,061
+640	+77	△ 5	△ 6	1	+19	0	+63

※下段は前日比

※（ ）内の数値は第1波（3月1日から5月16日まで）の期間

### [検査内訳]

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	41,343		41,343	2,525
	+305		+305	+48
民間検査機関等 （医療機関等）	33,527	11,794	45,321	2,327
	+288	+47	+335	+29
合計	74,870	11,794	86,664	4,852
	+593	+47	+640	+77

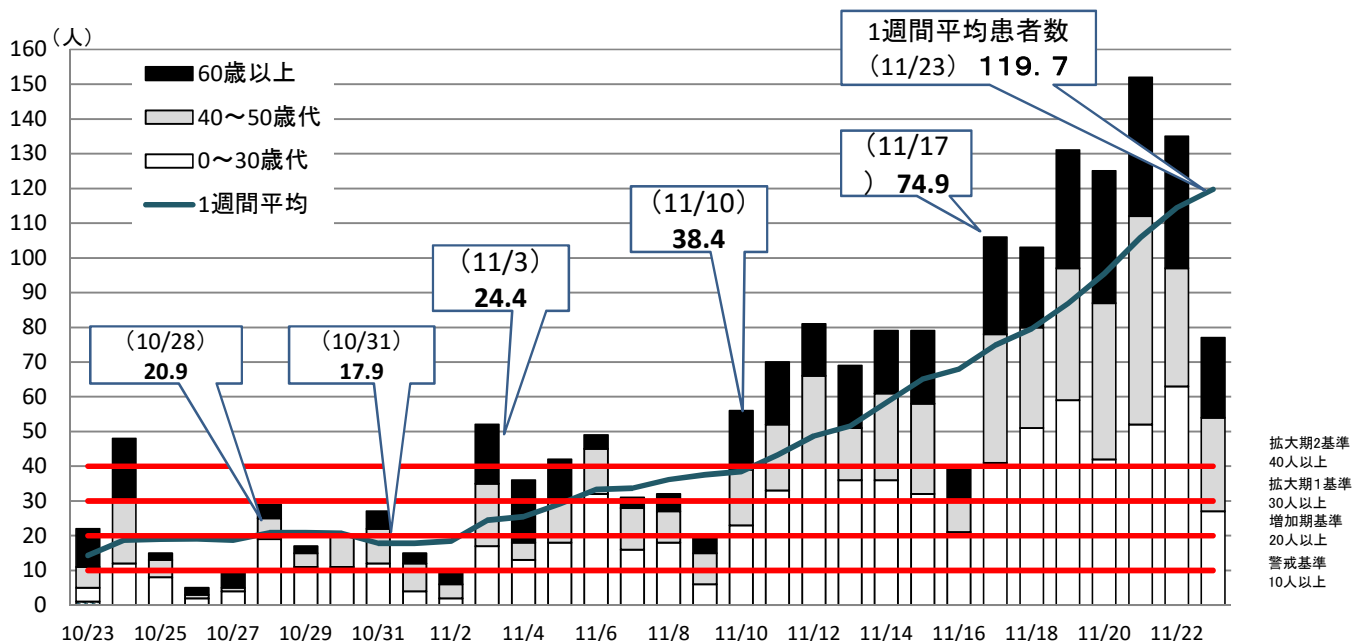
※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

### [入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	671	463	208
うち重症対応	110	28	82
宿泊	698	249	449
合計	1,369	712	657

## 2 10月23日から11月23日に発生した患者の状況（1,796人）



### 3 6月19日～11月23日と直近1週間の感染状況

#### (1) 男女別患者数

区分	(6/19～11/23)		(11/17～11/23)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	2,281	54.9	422	50.4
女性	1,868	45.0	415	49.5
非公表	4	0.1	1	0.1
計	4,153	100	838	100

#### (2) 年齢別患者数

区分	(6/19～11/23)		(11/17～11/23)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	126	3.0	22	2.6
10代	313	7.5	57	6.8
20代	962	23.2	151	18.0
30代	563	13.6	104	12.4
小計	1,964	47.3	334	39.9
40代	624	15.0	140	16.7
50代	613	14.8	131	15.6
小計	1,237	29.8	271	32.3
60代	359	8.6	83	9.9
70代	290	7.0	75	8.9
80代	192	4.6	46	5.5
90代以上	92	2.2	20	2.4
小計	933	22.5	224	26.7
非公表	19	0.5	9	1.1
計	4,153	100	838	100

#### (3) 職業別患者数

区分	(6/19～11/23)		(11/17～11/23)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	436	10.5	56	6.7
会社員等	1796	43.2	245	29.2
自営業	277	6.7	43	5.1
無職	738	17.8	140	16.7
不明・調査中	906	21.8	354	42.2
計	4,153	100	838	100

#### (4) 管轄保健所別患者数

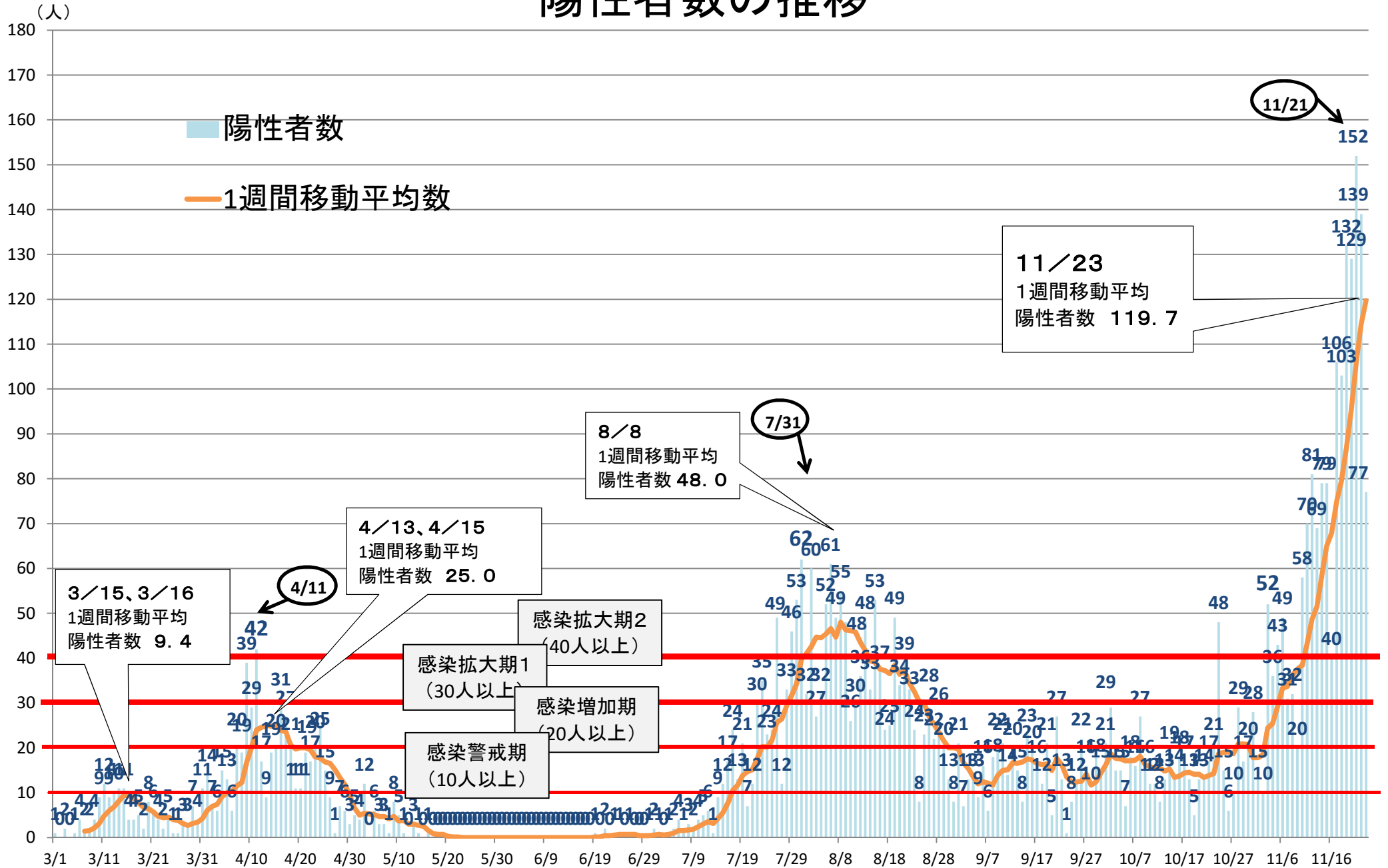
区分	(6/19～11/23)		(11/17～11/23)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	103	2.5	20	2.4	21.2
伊丹	320	7.7	75	8.9	19.7
宝塚	245	5.9	39	4.7	11.7
加古川	168	4.0	66	7.9	16.0
加東	79	1.9	11	1.3	4.2
中播磨	9	0.2	0	0.0	0.0
龍野	120	2.9	80	9.5	50.6
赤穂	43	1.0	9	1.1	10.2
豊岡	9	0.2	6	0.7	5.6
朝来	13	0.3	4	0.5	7.8
丹波	16	0.4	2	0.2	2.0
洲本	105	2.5	12	1.4	9.5
小計	1,230	29.6	324	38.7	—
神戸市	1,369	33.0	218	26.0	14.3
姫路市	350	8.4	102	12.2	19.3
尼崎市	521	12.5	88	10.5	19.5
西宮市	530	12.8	85	10.1	17.4
明石市	153	3.7	21	2.5	7.0
小計	2,923	70.4	514	61.3	—
合計	4,153	100	838	100	14.7

#### (5) 感染経路別患者数

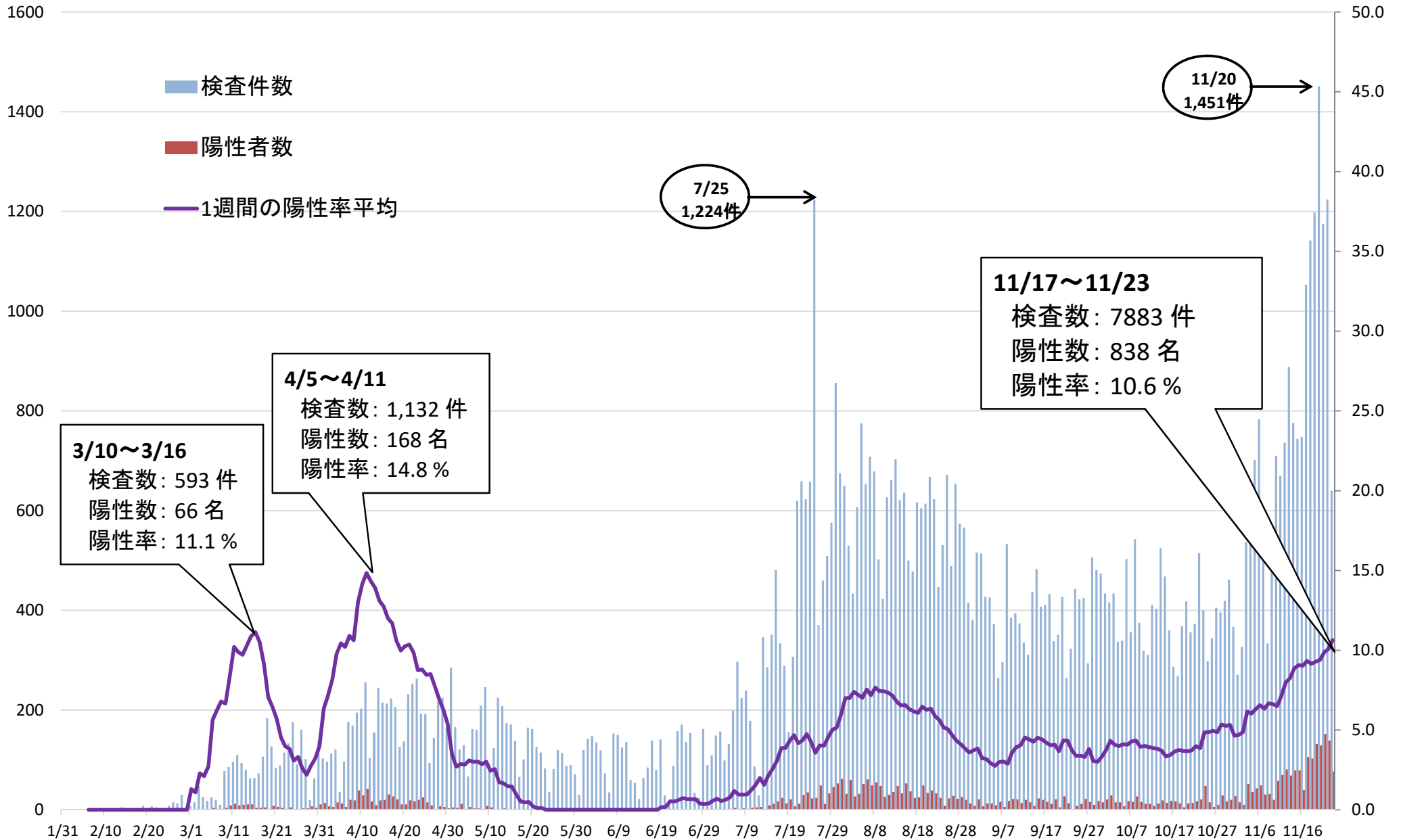
(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(6/19～11/23)		(11/17～11/23)	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	75	3.4	18	5.2
	家庭	652	29.4	168	48.4
	職場・施設・学校等	242	10.9	75	21.6
	友人との会食・談話等	104	4.7	12	3.5
	クラスター	506	22.8	58	16.7
	医療機関・施術所	(108)	(4.9)	(15)	(4.3)
	高齢者福祉施設等	(164)	(7.4)	(17)	(4.9)
	学校・園	(107)	(4.8)	(20)	(5.8)
	飲食店	(30)	(1.4)	(4)	(1.2)
	職場	(97)	(4.4)	(2)	(0.6)
	その他	415	18.7	6	1.7
小計		1,994	89.9	337	97.1
県外	飲食店	50	2.3	3	0.9
	職場等	40	1.8	3	0.9
	友人との会食・談話等	35	1.6	2	0.6
	その他	99	4.5	2	0.6
小計		224	10.1	10	2.9
計		2,218	100.0	347	100.0
調査中		964		491	
不明		971			
合計		4,153		838	

# 陽性者数の推移



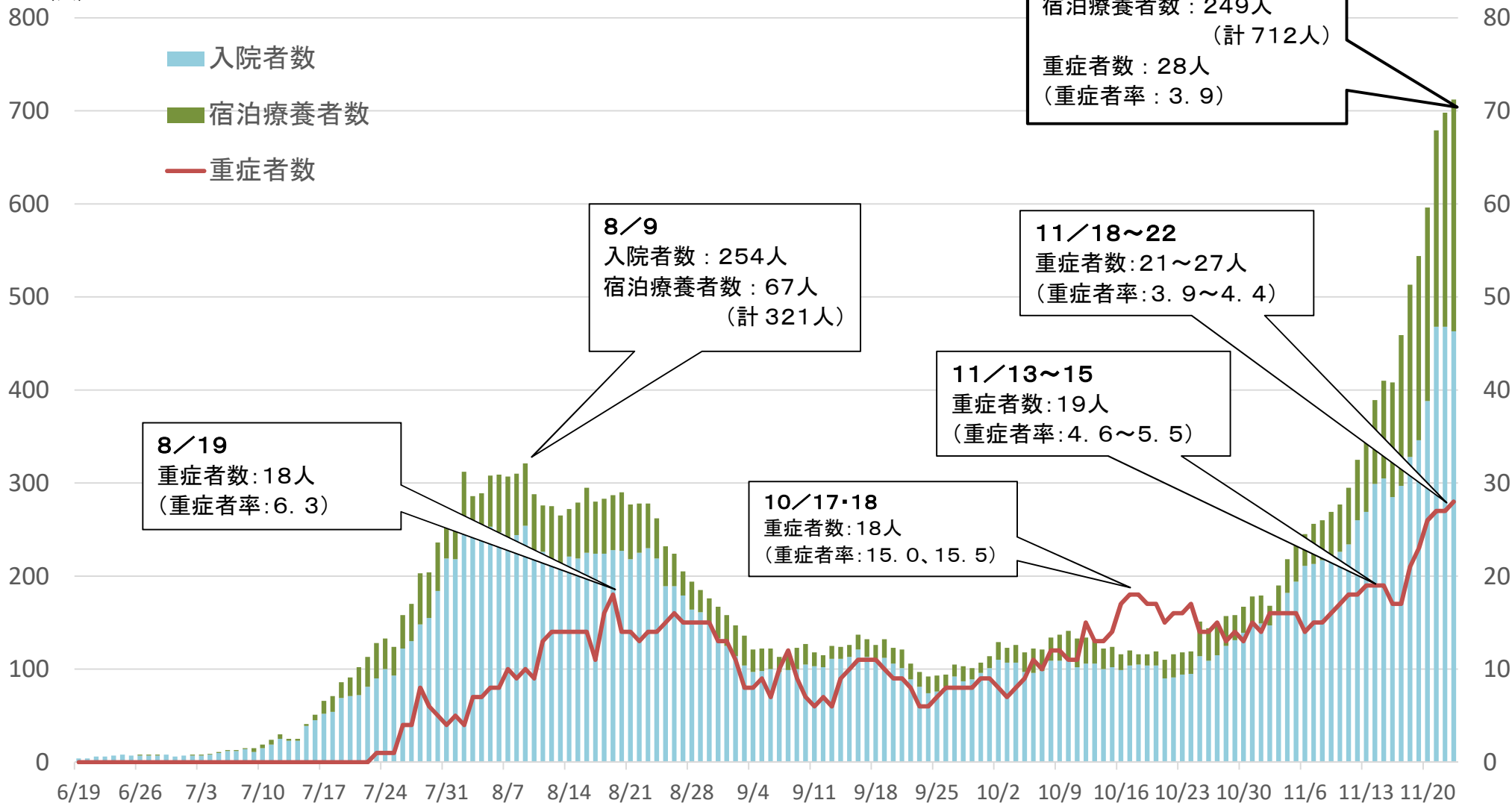
# 兵庫県 検査件数・陽性数・1週間の陽性率平均の推移 ※民間検査機関等における検査を含む



# 療養患者数の状況

療養患者数  
(人)

重症者数  
(人)



※重症者率…入院者数及び宿泊療養者数に対する重症者の割合としている。

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (11/17~11/23)	人口10万人あたり人数
兵庫県	841	15.39

【参考：東京・関西府県の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (11/17~11/23)	人口10万人あたり人数
全国	14,413	11.42
北海道	1,669	31.79
東京都	2,957	21.24
神奈川県	1,189	12.93
愛知県	1,118	14.80
福岡県	164	3.21
沖縄県	260	17.89
滋賀県	73	5.16
京都府	198	7.67
大阪府	2,228	25.29
奈良県	137	10.30
和歌山県	58	6.27

# 国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 <sup>注2</sup>		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
<b>ステージⅢ</b> 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>20%以上</b>		人口10万人当り(週間) の全療養者数 <b>15人以上</b>	10%	人口10万人当り(週間) の新規報告数が <b>15人以上</b>	直近1週間が先週1週間より多い	50%
<b>ステージⅣ</b> 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 <b>50%以上</b>		人口10万人当り(週間) の全療養者数 <b>25人以上</b>	10%	人口10万人当り(週間) の新規報告数が <b>25人以上</b>	直近1週間が先週1週間より多い	50%
<b>兵庫県</b> (11月23日現在)	69.0%	25.5%	13.0人	10.6%	15.3人	1.8	47.0%
備考	入院者数 463人 確保病床数 671床	入院者数(重症) 28人 確保病床数(重症) 110床	全療養者数(入院269人+宿泊療養76人) 712人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 838人 検査数(直近1週間) 7883件	患者数(直近1週間) 838人 人口 5,466千人	患者数(直近1週間) 838人 患者数(先週1週間) 476人	感染経路不明者数(直近1週間) 359人 患者数(直近1週間) 838人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

# 感染経路別の患者状況等について

## 1 本県の状況

本県の患者発生状況を見ると、家庭、職場、医療機関、福祉施設、飲食店などの場所を介した感染やクラスター発生が多い。

陽性者を確認した場合、これらの場所の関係者に対し、幅広く検査を実施し、さらなる感染拡大防止を行っているが、クラスター発生防止のためには、これらの場所へのウイルスの持ち込みを行わないことに加え、それぞれの場所に応じた適切な対策を行うことが必要である。

## 2 各感染経路における推定される原因および対策

類型	推定される原因及びその対策
家庭	<b>【推定される原因】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部からのウイルスの持ち込み</li><li>・家庭内での感染防護対策の不足 等</li></ul> <b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部からウイルスを持ち込まない行動の実践</li><li>・飲食の場での会話に注意</li></ul>
職場	<b>【推定される原因】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・仕事後の飲み会やマスクなしの会話、寮生活等での感染 等</li></ul> <b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・飲み会、昼食・休憩時等のマスクなしの会話に注意</li><li>・共同生活での感染対策の徹底</li></ul>
医療機関 福祉施設等	<b>【推定される原因】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員等による外部からのウイルスの持ち込み 等</li></ul> <b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部からウイルスを持ち込まない自覚ある行動や健康管理の徹底</li><li>・面会者、委託業者等に対しても同様の注意喚起</li></ul>
飲食店	<b>【推定される原因】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・多人数、長時間の会食、大声での会話 等</li></ul> <b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・少人数（4人以下の単位）ならびに短時間での会食</li></ul>

### ※共通する感染防御の基本

- ① 飲食を伴う懇親会等5つの場面に注意
- ② 3密（密集、密接、密閉）を避ける
- ③ マスクの装着、手洗いの励行、ソーシャルディスタンス確保



## 入院医療体制について

### 1 現状

#### (1) 基本的な考え方

本県では、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療体制について、一般医療とのバランスも考慮し、重症患者の医療に支障が生じないように配意しつつ、新規陽性患者の発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するシナリオを用意し、機動的な対応を行うこととし、現在、入院病床 650 床（うち重症 120 床）程度、宿泊療養施設 700 室程度（5 施設）確保している。

#### (2) 対応可能な患者数

県の第 1 波実績を基に算定した現シナリオの前提条件においては、55 人/日が 1 ヶ月連続して発生しても対応可能としていた。

現時点では、国の退院基準の見直し及び本県の第 2 波実績等の状況の変化を考慮すれば、100 人/日が 1 ヶ月連続して発生しても対応可能な状況である。

### 2 感染拡大特別期における体制強化

#### (1) 入院病床

新規陽性患者数が 1 週間平均で 100 人を超える中、救急医療等の一般医療とのバランスや医療従事者の確保を考慮する必要があることから入院病床については当面は現状のままとする。

#### (2) 体制強化に向けた取組等

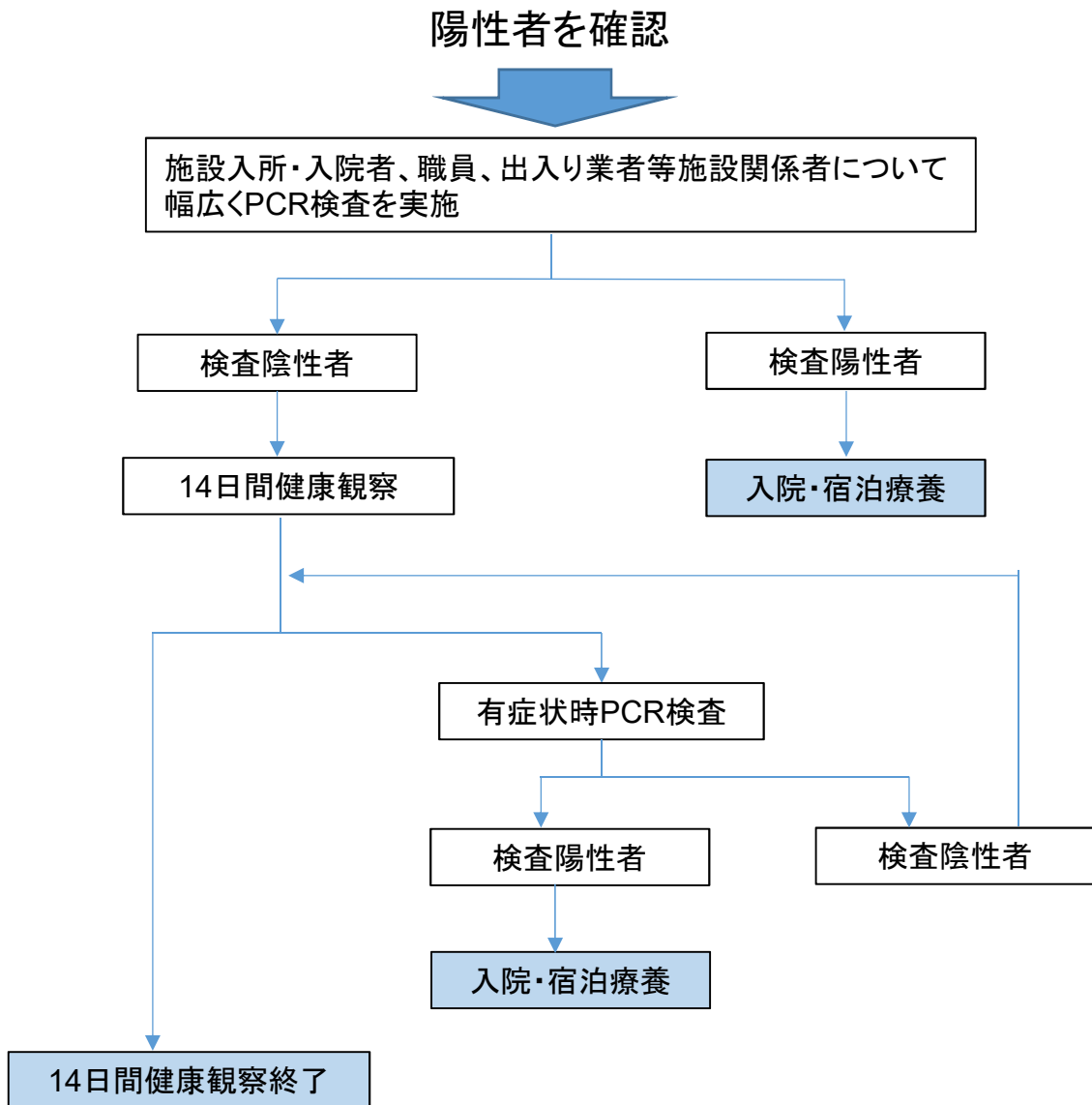
一方で、国の政令改正に基づき、無症状者は医師の判断により直接の宿泊療養が可能としたが、一時的な陽性患者の急増に対応するため、下記の取組により 130 人/日が 1 ヶ月連続して発生しても対応可能な状況とする。

- ① リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）も同様に当面は運用として入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする。
- ② 宿泊療養施設のさらなる確保（700 室→900 室程度）を進め、入院医療に支障が生じないように配意する。

## 医療機関・社会福祉施設等でのPCR検査の強化について

### 1. 現状

医療機関、高齢者施設等の入院・入所者は、重症化リスクが高いことから、入所者等の施設利用者や職員から陽性を確認した時は濃厚接触者だけでなく幅広く関係者に対してPCR検査を実施している。



### 2. 対策の強化

医療機関、高齢者施設等において、クラスターの発生が多いことから、施設内感染対策の強化するため、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には陽性者の有無にかかわらずこれらの方々や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

## 「地域外来・検査センター(PCRセンター)」の拡充

### 1 新たに設置するPCRセンターの概要

① 設置場所 非公表

② センターの詳細

阪神(北)圏域	
開設予定日	令和2年12月1日(火)
名称	川西市医師会検査センター
運営主体	川西市医師会
実施日	水、木、土 14:00~16:00 ※祝日を除く
対象者	診療所等を受診した患者で、医師がPCR検査を必要と認めた者。
検査方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブスルー方式</li> <li>・「唾液」検査(民間検査所へ委託)</li> <li>・20人程度/日を予定</li> </ul>

### 2 現在運営中のPCRセンター

令和2年11月24日現在

圏域	検査センター	運営開始日
東播磨	加古川・高砂PCR検査センター	令和2年8月28日～
淡路	淡路圏域地域外来・検査センター	令和2年9月1日～
阪神(北)	宝塚市医師会検査センター	令和2年10月1日～
阪神(北)	伊丹市医師会PCR検査センター	令和2年10月5日～

※保健所設置市は、神戸市、姫路市、西宮市の3カ所で運営中。

### <参考：PCR検査体制>

区分		検査能力(件)
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
	小計	1,385
民間検査機関		850
医療機関		665
合計		2,900

## 新型コロナウイルス感染症の治療に係る知見等の周知について

新型コロナウイルス感染症入院受け入れ医療機関において、標準的な治療の実施および拠点病院等への転院が適切なタイミングで行われるよう、以下の内容を実施する。

### 1. 治療・診療に関する知見の周知

今までの治療実績に基づく知見が集積しており、国研究班や日本感染症学会から一定の考えがまとめられた手引き等を県内の入院受け入れ医療機関に対して周知する。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症診療の手引き（第3版）

（令和2年9月4日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000668291.pdf>

#### (2) COVID-19 に対する薬物治療の考え方（第6版）

（2020年8月13日 日本感染症学会）

[http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19\\_drug\\_200817.pdf](http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_drug_200817.pdf)

### 2. 標準的な治療や転院の考え方について

県立加古川医療センター等の医師と協議し、標準的な治療や拠点病院等への転院の考え方についてまとめた資料を作成し、県内の新型コロナウイルス感染症入院受け入れ医療機関に周知を行う。

#### 【参考】

神戸市においては、神戸市立医療センター中央市民病院と協議し、中央市民病院への転送症例の考え方などをとりまとめ、市内新型コロナウイルス感染症入院受け入れ病院に配布している。

（内容）

- ・標準治療や転院のタイミング
- ・治療についての相談窓口
- ・治療に関するメッセージ

令和2年11月24日

## GoToEatキャンペーンに関する プレミアム付食事券申込受付等の停止

GoToEatキャンペーンについて、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染の急速な拡大をふまえ、事業の運用を見直すよう提言がまとめられた。事業を所管する農林水産省からの各都道府県の対応に関する照会について、農林水産省、及び同省から事業受託した(株)日本旅行に対し、本県の対応を次のとおり回答(要請)する。

### 記

#### 1 プレミアム付食事券の申込受付等の停止

- (1) 11月24日(火)から開始される、専用サイトを通じたプレミアム付食事券の第4期以降の申込受付は、当面、停止すること。
- (2) 11月24日(火) 〆切としている、ハガキによるプレミアム付食事券の申込受付済分は、当面、抽選を停止すること。

#### 2 販売済みのプレミアム食事券の取り扱い

既に販売済みのプレミアム付食事券については、飲食店及びプレミアム付食事券利用者に対し、本年11月19日(木)に要請した飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記参考1)を改めて周知徹底すること。

#### 【参考1】 11月19日付 本県の対応（国への回答・受託事業者への要請）

- 1 Go To Eat キャンペーン事業の食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
  - ・但し、家族での食事の場合は対象外とする。
  - ・この人数制限は、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応まで制限するものではない
- 2 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分けること。
- 3 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力いただけない方には食事券・ポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。
- 4 受託事業者（(株)日本旅行）は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、4人以下の単位での飲食について、対面販売時に食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨の文書の配付や、WEB申込の際に要件に同意する旨のチェックボックスを追加する等の方法で、利用者から同意を取ること。

#### 【今後のスケジュール】

11/21(土)～ 準備ができた飲食店から順次開始

【参考2】

Go To Eat キャンペーン事業

1 Go To Eat キャンペーンの概要

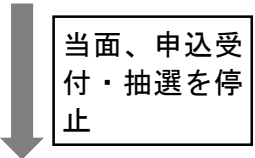
食事券発行事業

各都道府県の単位で農林水産省から受託した事業者が、地域の飲食店で利用できるプレミアム付食事券を販売する事業

オンライン飲食予約

ぐるなび等のオンラインサイトで飲食店を予約し、飲食した際にポイントが付与（昼食 500 ポイント/人回、夕食 1,000 ポイント/人回）されるオンライン事業

2 兵庫県内の事業概要（農林水産省委託事業者：株日本旅行（神戸支店）

名称	Go To Eat ひょうごキャンペーン	
発行総額	100 億円（うちプレミアム額 20 億円）	
発行数	80 万冊	
プレミアム率	25%	
販売単価	1 冊 12,500 円分を 10,000 円で販売（プレミアム 2,500 円） 1 冊あたりの券種内訳：500 円券×25 枚	
販売期間	令和 2 年 10 月 29 日（木）～令和 3 年 1 月 31 日（日） 第 1 期・第 2 期販売は先着順、第 3 期以降販売は抽選制	
販売冊数・ 販売日	済) 第 1 期：約 5 万冊 10/29～（ネット・ハガキ） -販売済 済) 第 2 期：約 10 万冊 11/13～（ネット・ハガキ） -販売済 済) 第 3 期：30 万冊 11/30～（ネット・ハガキ） -申込・抽選済 ----- 第 4 期：20 万冊 12 月中旬～（ネット・ハガキ） 第 5 期：15 万冊 12 月下旬～（ネットのみ） 最終期：売れ残り分を日本旅行県内店舗で販売	
利用期間	令和 2 年 10 月 29 日（木）～令和 3 年 3 月 31 日（水）	
利用可能店舗	兵庫県内の参加登録飲食店（約 9 千店） <飲食店に求める主な遵守事項> ・4 人以下の単位での飲食要件を追加【11/19 付】 ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づく感染症予防 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録、発行される QR コードの掲示 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用 ほか	

# 「感染拡大特別期」における新たな対策（令和2年11月24日）

## 1 ターゲットを絞った外出自粛要請

- (1) 感染拡大地域への不要不急の往来自粛要請
  - ・東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来自粛を要請  
特に若者は注意することを要請
- (2) 高齢者等に対する不要不急の外出自粛要請
  - ・高齢者、基礎疾患のある者に対し、不要不急の外出自粛を要請。
- (3) クラスター化を避けるための家庭や職場等へのウイルス持ち込み防止
  - ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談することを要請

## 2 Go To キャンペーンの見直し等

- (1) Go To トラベルキャンペーンの制限に関する国への要望
  - ・国に対して、東京、大阪など、感染拡大地域を Go To トラベルキャンペーンから除外することを要請
- (2) Go To Eat キャンペーンの申込受付等の一時停止
  - ・Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券の第4期以降の申込受付・抽選を当面停止
- (3) 飲食店への要請〔継続〕
  - ・Go To Eat キャンペーン参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする
  - ・Go To Eat キャンペーンに参加しない飲食店についても同様の協力を要請

## 3 事業者における感染拡大防止の取組

- (1) 在宅勤務等の推進
  - ・在宅勤務（テレワーク）やTV会議など人との接触を減らす取組の推進を要請
- (2) 施設等における検温等
  - ・会社、施設等における検温、マスク着用等の徹底を要請

## 4 検査・入院医療体制の強化

- (1) 社会福祉施設等へのPCR検査の強化〔継続〕
  - ・医療機関、社会福祉施設等の職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施
- (2) 宿泊療養施設の増強〔継続〕
  - ・宿泊療養施設について、現計画700室に加え、さらなる確保（200～300室程度）を推進
- (3) 医療機関への周知
  - ・医療機関における重症化防止のための標準的な治療法等を周知

令和2年4月7日  
 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
 (令和2年4月13日改定)  
 (令和2年4月17日改定)  
 (令和2年4月24日改定)  
 (令和2年4月28日改定)  
 (令和2年5月4日改定)  
 (令和2年5月15日改定)  
 (令和2年5月21日改定)  
 (令和2年5月26日改定)  
 (令和2年6月18日改定)  
 (令和2年7月9日改定)  
 (令和2年7月17日改定)  
 (令和2年7月23日改定)  
 (令和2年7月29日改定)  
 (令和2年8月1日改定)  
 (令和2年8月28日改定)  
 (令和2年9月17日改定)  
 (令和2年10月14日改定)  
 (令和2年11月5日改定)  
 (令和2年11月11日改定)  
 (令和2年11月18日改定)  
 (令和2年11月24日改定)

※下線は前回からの変更箇所

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

### I 区域 兵庫県全域

### II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

### III 措置

#### 1 医療体制

##### (1) 入院体制

○重症対応110床、中軽症対応561床の計671床を確保しているが、感染拡大期2となり、新規陽性患者が増加傾向にある状況を踏まえ、重症対応120床程度、中軽症対応530床程度の計650床程度での運用を行う。

#### 【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築の考え方	15人/日の新規患者数発生に対応	20人/日の新規患者数発生に対応	30人/日の新規患者数発生に対応	40人/日の新規患者数発生に対応	55人/日の新規患者数発生に対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(注) 最大1日98人の患者発生(国の「新たな流行シナリオ」)に対応



- 1日あたり100人以上の新規感染者が確認される状態が続くと、上記のような体制であっても、病床のひっ迫を招くことになりかねないことに十分注意して対応する。
- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。  
県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。  
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

## (2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 無症状者については、医師の判断により入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行う。
- 現在、700室程度（5施設）での運用を進めているが、さらに200～300室程度の確保を進める。

## (3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

## (4) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関928ヶ所を指定した。今後も引き続き指定を進めるとともに、年末年始の受入体制について関係機関と協議を進める。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。  
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

## (5) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、2,900件/日の検査件数を確保している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について8ヶ所の開設を目指していたが、12月1日に阪神圏域で開設することとなった。今後も状況に応じて地域と協議を行う。  
〔 神戸市(6/8～)、姫路市(7/3～)、西宮市(8/18～)  
東播磨圏域(8/28～)、淡路圏域(9/1～)、阪神圏域(10/1～、10/6～、12/1～) 〕
- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが見られるなど、クラスター(集団感染)の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。  
特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。
- 県健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR検査試薬15,000件分を順次購入する。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。
- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。

### 【PCR検査体制】

区 分		検査能力(件)
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
	小 計	1,385
民間検査機関		850
医療機関		665
合 計		2,900

## (6) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに医療機関に代わり県において保管することとしていた概ね6ヶ月分の使用量相当についても確保を完了した。
- 発熱等診療・検査医療機関に対しては国から必要な医療資機材(サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋)が提供されることとなっているが、状況に応じて県からも提供する。

## (7) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町(神戸市を除く)で協働して、(公財)兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済(第1次配分)。

- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費(入院患者1人あたり12,000円/日)を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。(日額300円→3,000円(感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円))

### (8) 救急医療等地域医療体制の確保

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保（待合室の整備・新たな入口整備）や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理（検査経費）など、診療体制の確保を支援する。

- ・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

- ・支援金の給付

区分	金額
99床以下	20,000千円
100床以上	30,000千円

※100床ごとに10,000千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000千円加算

- 救急・周産期・小児医療機関において、9月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199床以下1,000万円、+200床ごとに200万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。
- 病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区分	金額
病院(救急等以外)	2,000千円/箇所
	50千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700千円/箇所

- 医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

### (9) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。

令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

## (10) 保健所体制の強化

○感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

## (11) 保健師バンクの機能強化

○新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

## (12) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
- ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
  - ・保健所等による健康観察への協力
  - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
  - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

## (13) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
- ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
  - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

## 2 学校等

### (1) 公立学校

[県立学校]

#### ①教育活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

感染拡大特別期になり外出自粛など社会活動に一定の要請をすることから、感染拡大を予防するため、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

併せて、修学旅行においては感染予防の観点からも感染拡大地域への往来を自粛する。

#### ○感染防止対策

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内も含め適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行う。など

#### ②部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施する。

感染拡大特別期になり外出自粛など社会活動に一定の要請をすることから、感染拡大を予防するため、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、感染防止対策がとられていることを確認するとともに、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを考慮のうえ、実施の可否を決定する。

### ③心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラーの活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[「次なる感染拡大」に備えた対応]

感染者が発生した場合、まずは学校単位での休業及び消毒等の対応を行う。さらに広域的な対応が必要となった場合は、県立学校は学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで対策を検討する。

## (2) 県内大学

### ○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除
- ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(県立大学)

- ・5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を実施

### ○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給(急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

### (3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染拡大特別期になり外出自粛など社会活動に一定の要請をすることから、感染拡大を予防するため、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免の支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

## 3 社会教育施設等

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を周知する。

### ○感染防止対策

- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

## 4 社会福祉施設

### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 面会者からの感染を防ぐため、面会については、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること、及びオンライン面会等の活用を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

### (2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを整備する。

### (3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

#### 【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	500 千円/事業所

#### (4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

○高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。  
令和2年7月14日(火)にコールセンターを開設し、8月3日(月)から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

- ・介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

- ・児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

#### 5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
  - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

#### 6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

- 次の事項を県民に要請する。
  - ・東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること  
特に若者は注意すること
  - ・高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること。
  - ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談すること
  - ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
    - ① 飲酒を伴う懇親会等
    - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
    - ③ マスクなしでの会話
    - ④ 狭い空間での共同生活
    - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
  - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
  - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
  - ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
  - ・大声での会話、回し飲みを避けること
  - ・飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること
  - ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること

- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進  
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等  
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと
- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること

## 7 イベントの開催自粛要請等（～令和3年2月28日、法第24条第9項）

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

### < 開催の目安 >

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100%以内(*1)	①収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%以内(*2)	②収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人

(注 1) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

(注 2) その他開催制限の緩和条件など、11/12 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年 2 月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意

\*1 席がない場合は適切な間隔を確保

\*2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。



## 8 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
  - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組  
在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

## 9 事業活動への支援等

### (1) 企業等の事業継続支援

#### ① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額 1 兆円→1 兆 3 千億円
- ・6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料）（5/1～）	4,000 万円	当初 3 年間無利子、保証料軽減 6/22～限度額引上げ（3,000 万円→4,000 万円）
家賃等つなぎ融資枠	法人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金（6/22～）	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金（3/16～）	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付（3/16～）	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付（3/16～）	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付（2/25～）	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

## ② 事業の継続を支える支援措置

### ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・対象者の創業日要件をR2.3.31以前まで拡大
  - 【5月6日までの休業】給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円  
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人30万円、個人15万円)  
※休業期間に応じて給付額は異なる
  - 【5月7日以降の休業】給付額：中小法人30万円、個人事業主15万円  
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人10万円、個人5万円)

### イ 持続化給付金の活用

対象：売上が50%以上減少した事業者、金額：法人200万円、個人事業主100万円(上限)

### ウ 家賃支援給付金の活用

対象：売上が50%以上減少(又は連続3ヶ月で30%以上減少)した事業者  
金額：法人@100万円×6月、個人@50万円×6月(上限)

### エ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から12月31日まで特例措置により拡充
  - a)助成率引上:大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
  - b)助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
  - c)雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

### オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

### カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

## ③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

### ア 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

(参考：国制度) 小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠 (コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限 50 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 2/3	上限 100 万円・補助率 3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助：上限 50 万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業：10 万円（定額）、5,000 件  
飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模 16 億円：県 2/3、市町 1/3）  
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業：300 万円（補助率 3/4）、490 件  
AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

- ・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	現行	拡充	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考：国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業 1/2～2/3 以内、中小企業等 2/3～3/4 以内、補助上限額：150 億円

## ⑤ 雇用対策の強化

### ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：500人→1,000人）

### イ 緊急雇用対策職業訓練

離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上につながる職業訓練を実施（拡充規模：21コース400人→41コース800人）

## (2) 観光振興

6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

- ・ “ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上：2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

- ・ ひょうご五国のバス旅支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、 日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈

- ・ ホテル等でのコンベンション開催支援  
会場参加者の規模に応じ補助  
(100～500人：50万円 500～1000人：100万円 1000人～：200万円)
- ・ 宿泊施設での感染防止対策への支援  
感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援  
(1施設上限：30万円、2施設上限：60万円)

## (3) Go To Eat キャンペーン

### ○ プレミアム付食事券の申込受付等の停止

- ・ 11月24日(火)から開始される、専用サイトを通じたプレミアム付食事券の第4期以降の申込受付は、当面、停止
- ・ 11月24日(火)を切としている、ハガキによるプレミアム付食事券の申込受付済分は、当面、抽選を停止

### ○ 販売済みのプレミアム食事券の取り扱い

- ・ 既に販売済みのプレミアム付食事券については、飲食店及びプレミアム付食事券利用者に対し、飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d))を改めて周知徹底
  - a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
    - ・ 但し、家族での食事の場合は対象外
    - ・ また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
  - b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離

- c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
- d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得
  - ・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知
  - ・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

#### 【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

- ① Go To トラベル事業
  - 宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)
  - ※旅行代金の7割(35%)
  - 土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン3割(15%)
- ② Go To Eat 事業
  - ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)
  - イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与
- ③ Go To 商店街事業
  - 商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)
  - ※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ
- ④ Go To イベント事業
  - イベント等のチケット購入代の2割を支援

#### (4) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資33,499,000千円を助成する。

#### (5) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

#### (6) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

#### (7) 農林水産事業者への支援

- ① 資金繰り支援
  - ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)
- ② 事業継続支援
  - ・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、給食活用、商品開発、需要開拓等への支援)

- ・ 漁業経営安定対策事業（影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を支援）
  - 【対象要件】 5～12月において下記のいずれかに該当する漁協
    - (ア) いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
    - (イ) 3ヵ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少
  - 【補助額】
    - 固定経費に対し、月額750千円までの部分の2/3、月額750千円を超え2,250千円の部分の1/3（上限1,000千円/月、6ヵ月分）
- ・ 外食産業インバウンド需要回復支援事業（インバウンド需要の減少により売上が減少した外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援）[受付終了]
  - 【対象経費】
    - (ア) 衛生管理改善設備の導入
    - (イ) 業態転換のための改装
  - 【補助率】 1/2
- ・ 輸出食品製造施設等導入支援事業（輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応するために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援）[受付終了]
  - 【対象経費】
    - (ア) 施設、機器設備費
    - (イ) コンサル費、認証取得費等
  - 【補助率】 1/2

### ③ 需要喚起・販売促進

- ・ 県産農産物、水産物販売促進事業（料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施）
- ・ 県産ブランド牛肉消費拡大事業（県産ブランド牛肉5,000円の購入毎に「ビーフ1,000円券」を配布）[配布・利用期間終了]
- ・ 県産和牛肉等学校給食提供事業（県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供）
- ・ 県産農産物等ECサイト活用販売支援事業（県産農産物等のECサイトへの出店支援）
  - 【対象経費】 ECサイト出品時の初期経費
  - 【補助額】 160千円（補助率1/2）

## (8) 公共交通事業者への支援

### ① バスにおける感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援
  - 【対象者】 民営バス事業者
  - 【対象経費】 運転席感染防止設備、非接触型体温計（貸切バスのみ）
    - ※国庫補助事業の対象となる経費は対象外
  - 【負担割合】 負担割合 県1/2、事業者1/2
  - 【補助額】 バスの保有台数に応じて補助上限額を設定

### ② 船舶における感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を支援
  - 【対象事業者】 旅客船事業者、観光船事業者
    - ※国庫補助事業の対象となる事業者は対象外
  - 【対象経費】 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等

- 【負担割合】 県内航路：県 1/2 以内、市町 1/4 以内  
 県外航路：県 1/3 以内、就航先自治体 1/3 以内
- 【補助額】 乗船定員に応じて補助上限額を設定

### ③ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- ・ 車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後に引き続き支援
  - 【対象者】 地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)  
 路線バス事業者(19 事業者)  
 ※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、県外高速バスを除く  
 航路事業者(6 事業者) ※生活航路のみ
  - 【対象経費】 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)  
 ※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する  
 経費相当
  - 【負担割合】 県 1/4、市町 1/4(任意随伴)、事業者 1/2
  - 【補助期間】 2ヵ月間 ※国実施期間(9月以降の2ヵ月間)後を支援

## 10 県としての対応等

### (1) 職員の感染予防対策

- ・ 会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・ テレビ会議システムの活用
- ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・ 在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進

### (2) 補正予算の実施等

- ・ 国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(4月補正、6月補正、7月補正、9月補正、10月補正)の速やかな実施を図る。また、12月補正予算案の成立と速やかな実施を目指す。

### (3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(7月1日付)
  - ・ 健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長：本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
  - ・ 感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

### (4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル(☎0570-064-556)」など、相談窓口の啓発を図る。

(相談窓口一覧 URL:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html?edit=1&mode=preview>)

## 「テレワーク兵庫」を活用した在宅勤務の推進について

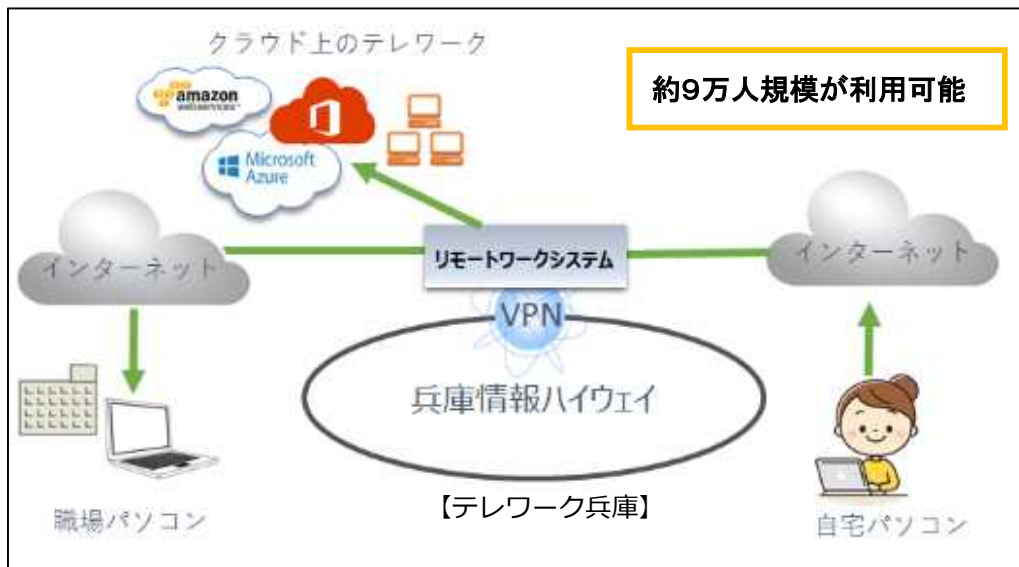
### 1 「テレワーク兵庫」を活用した在宅勤務の推進

県・市町及び中小企業等で9万人規模が利用可能な在宅勤務用システム基盤である「テレワーク兵庫」の整備が完了した。

11月24日から県職員による運用を開始するとともに、12月から市町及び中小企業等の利用者募集・運用開始を行い、在宅勤務を一層推進する。

#### 【テレワーク兵庫の概要】

- ・ 職場及び自宅パソコンに専用接続アプリを導入し、自宅から簡単・安全に職場パソコンにリモート接続できるシステム
- ・ 認証システムと暗号化通信により、自宅のパソコンと通常のインターネット回線でも高いセキュリティを実現
- ・ 本システムを3年間無償提供することで、市町、中小企業等の在宅勤務の導入も支援



### 2 県職員に係る在宅勤務の対応方針

- ① 業務の特性や進捗状況等を勘案の上、在宅勤務を推進する（出勤削減率の設定は行わない。）。
- ② 基礎疾患がある職員や妊娠中の職員、職員の家庭事情等にも配慮して実施する。
- ③ 出勤に当たっては、引き続き、時差出勤、フレックスタイム制やサテライトオフィスを活用するとともに、職場において感染防止策を徹底する。  
(従前の在宅勤務システムでは、同時に600人の在宅勤務が可能)



# 「感染拡大特別期」にあたって嚴重な警戒を！

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、クラスターの発生などにより今月21日から1週間平均、1日100人を超える状況が続いています。

皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。今が正念場です。

家庭や職場、医療機関、社会福祉施設などで多くの患者が確認され、全国的にも感染が拡大傾向にある中、特に次のことに注意してください。

## 1 「5つの場面」への注意

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」と、その後のご自身の体調や行動に注意してください。
  - 1 飲酒を伴う懇親会等
  - 2 大人数や長時間におよぶ飲食
  - 3 マスクなしでの会話
  - 4 狭い空間での共同生活
  - 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

## 2 外出自粛等の要請

- 東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を控えてください。  
特に若者は注意してください。
- 高齢者、基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えてください。
- 飲食店を利用する場合は、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようご協力をお願いします。

## 3 ウイルスを家庭に持ち込まない

- 外とのつながりのある人が家庭にウイルスを持ち込まないように、行動や健康管理に注意しましょう。  
特に若者は注意してください。
- 毎日検温を実施するなど、ご自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談してください。
- 感染防止の基本となるマスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密（密閉・密集・密接）の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。
- 冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿をお願いします。
- 発熱の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関や、「発熱等受診・相談センター（保健所）」、「健康相談コールセンター（全県）」に電話相談してください。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。

#### 4 ウイルスを職場に持ち込まない

- 職場での感染が多くみられます。従業員に対し、職場（特に、食堂、休憩室、更衣室など）や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底を呼びかけてください。
- 会社、施設等では、検温、マスク着用等の徹底をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）やTV会議など人との接触を減らす取組をお願いします。

#### 5 ウイルスを医療機関・社会福祉施設に持ち込まない

- クラスター化が増加しています。外からウイルスを持ち込まないように、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託業者等に対しても注意を促してください。
- 院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

#### 6 飲食店での注意

- Go To Eat 参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」としてください。
- Go To Eat に参加されない飲食店も、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」となるようご協力をお願いします。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンターなど見やすいところでの掲示をお願いします。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井戸 敏三